

麻薬取扱者免許について① (最近の変更点・用語・手続き方法)

東京都福祉保健局 健康安全部
薬務課 薬事免許担当

1

麻薬取扱者免許について パート1

このコンテンツでは、麻薬取扱者免許に関する最近の変更点、用語、手続き方法について説明します。

目次

- 1 最近の変更点
- 2 用語
- 3 免許証の見方
- 4 手続き方法

パート1では、「1 最近の変更点」から「4 手続き方法」について説明します。

1 最近の変更点①

麻薬(管理者・施用者)免許申請書の様式が

一部変更になりました【法改正(※) 令和元年12月14日～】

(※) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、麻薬及び向精神薬取締法が改正

【法改正前の様式】

免許の種類	免許の有効期限	その他
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	
	(4) 後見開始の審判を受けていること。	

申請者の欠格条項の項目について、
法改正に伴い、(4)後見開始の審判を受けていることが
欠格条項から外れたため、
新様式では(1)～(3)項目になります。

3

1 最近の変更点についてパート1

麻薬管理者免許申請書、麻薬施用者免許申請書の様式が一部変更になり、令和元年12月14日から成年被後見人の項目が欠格条項から削除されることになりました。

スライドに表示しているのは、法改正前の様式です。

緑の枠で囲っている4番目の「後見開始の審判を受けていること」が欠格条項からなくなり、現在は3項目になります。

ホームページに新様式を載せておりますので、ご申請いただく際は、新様式をご使用ください。

1 最近の変更点②

麻薬(管理者・施用者)免許申請書等への押印が不要になりました【法改正(※)令和2年12月25日~】

(※)押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第208号。)が公布・施行されました。

【法改正前の様式】

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

住所 都道
府県

ふりがな
氏 名

東 京 都 知 事 殿

押印が不要になります

印

4

1 最近の変更点についてパート2

省令の改正により、令和2年12月25日から麻薬管理者免許申請書等への押印が不要になりました。

これにより、申請書等に押印が無くても申請や届出を行うことができるようになりました。

2 用語①

・麻薬管理者

麻薬施用者が2名以上いる麻薬診療施設には、麻薬管理者を1名置かなければならない。麻薬診療施設で施用、交付される麻薬を業務上管理する者。

麻薬を所有していなくても（処方のみでも）設置が必要。

麻薬施用者が1名の場合、その施用者が管理者業務を行う。

【免許を受けられる者：薬剤師、医師、歯科医師、獣医師】

・麻薬施用者

疾病治療の目的で業務上麻薬を施用、施用のための交付、麻薬処方せんを交付する者。

麻薬管理者免許証だけでは麻薬の施用ができない。

届出により麻薬施用者免許証に診療施設名の記載があれば、複数の診療施設で麻薬の施用が可能。（ただし都内のみ。都外の診療施設でも施用する場合は、その道府県で新たに申請）

【免許を受けられる者：医師、歯科医師、獣医師】

5

2 用語パート1

麻薬取扱者の種類と定義についてです。

医療機関における麻薬取扱者免許には、麻薬管理者と麻薬施用者があります。

麻薬管理者は、麻薬施用者が2名以上いる診療施設に設置しなければなりません。

また、麻薬管理者は麻薬を業務上管理する人であり麻薬の施用はできません。

麻薬施用者は、麻薬を施用、施用のための交付、麻薬処方箋を交付する方が必要な免許です。

麻薬を施用、処方する場合には麻薬施用者の免許が別途必要になります。

2 用語②

・麻薬診療施設

麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所等

麻薬施用者が1人もいなくなった場合は、麻薬診療施設でなくなる。

・麻薬業務所

麻薬取扱者が業務上麻薬を取り扱う病院、診療所等。

麻薬施用者が都内で2か所以上の診療施設で診療する場合は、主として従事する病院等を麻薬業務所という。

・従たる施設

都内で主として診療に従事する病院等（麻薬業務所）以外で麻薬を取り扱う場合の診療施設を従たる施設という。

6

2 用語パート2

麻薬診療施設は、麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所等のことをいい、麻薬管理者がいても麻薬施用者がいなければ、麻薬診療施設ではありません。

麻薬業務所は、麻薬取扱者が業務上麻薬を取り扱う病院、診療所等のことをいいます。

また、従たる施設は、都内で主として診療に従事する病院等以外で、麻薬を取り扱う場合の診療施設のことをいいます。

3 免許証の見方

**● 免許番号
第4-10023号**

★継続申請後は、
免許番号が変更になる
場合と以前と同じ番号の
場合があります。

★有効期間中に記載事
項変更をした場合は、免
許番号は変わりません。

**● 主たる業務所
都庁第一病院
ここで主に麻薬を施用**

**● 従たる施設
都庁クリニック
ここでも麻薬の施用可**

**● 有効期間
R2.1.1~R4.12.31
各種書類に日付を記入す
るときは『有効期間の始期
日R2.1.1』を記入**

● 免許証交付日

4 - 10023 号

麻薬施用者免許証

業務所 所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1
名 称 医療法人社団都庁会 都庁第一病院

従たる施設 所在地 東京都新宿区西新宿2-8-2
名 称 医療法人社団都庁会 都庁クリニック

住 所 東京都港区六本木1-2-3
氏 名 都庁 太郎

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許を受けた
麻薬施用者であることを証明する。

令和1(2019)年12月2日
東京都知事 小池 百合子 印

有効期間 令和2(2020)年1月1日から
令和4(2022)年12月31日まで

3 免許証の見方

免許番号は、免許証左上の番号です。

有効期間中に記載事項変更届で事項を変更した場合は、免許番号は変わりません。

免許年月日は、免許証下部にある有効期間のはじめの日付になります。
こちらの麻薬免許証ですと、令和2年1月1日となります。

4 手続き方法①

	様式	申請・届出者
麻薬取扱者 免許証	免許申請書	免許取得者本人 (個人)
	記載事項変更届	
	業務廃止届	
	再交付申請書	
	返納届	
	麻薬管理(施用)者の届	
麻薬	麻薬所有届	開設者(法人又は個人) 麻薬譲渡届は 麻薬を譲り渡す側の開設者
	麻薬譲渡届	
	麻薬廃棄届	
	調剤済麻薬廃棄届	
麻薬事故	麻薬事故届	麻薬管理者 1人施用者の施設は施用者

8

4 手続き方法パート1

こちらは、手続きの申請者・届出者についてです。

麻薬取扱者免許証に関する申請者・届出者は、免許取得者本人になります。
また、麻薬に関する所有届、譲渡届などの届出者は、開設者になります。
開設者が法人の場合は法人が届出者になりますので、ご注意ください。

また、窓口の申請はいずれも、本人以外の提出も可能となっておりますが、
記載内容について説明ができる方をお願いします。

4 手続き方法②

コロナウイルス感染症の感染防止対策として、窓口受付時間を短縮しています。

<窓口> 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階北側

東京都福祉保健局健康安全部 薬務課 薬事免許担当

☎:03-5320-4503(直通) Fax:03-5388-1434

<受付時間> 水曜日以外 9:00~14:00、水曜日のみ 9:00~17:00※
※ただし、手数料がかかる手続きについては16:30まで

免許の交付は、**窓口・郵送**をお選びいただけます。

郵送交付をご希望の場合は・・・

①送付先を記入したレターパックプラス（赤い方。ライト（青）は不可）

②440円分(★)の切手を貼った角2（A4が折らずに入るサイズ）の封筒

(★) 交付枚数が5枚までの場合。6枚～15枚の場合は460円分貼付してください。

窓口での手続き時に①または②をお持ちください。

9

4 手続き方法パート2

現在、コロナウイルス感染症の感染防止対策として、窓口受付時間を短縮しております。

受付時間について、水曜日以外は9時から14時、水曜日は9時から17時です。

ただし、手数料がかかる手続きについては16:30までです。

また、免許の交付は、窓口、郵送をお選びいただけます。

郵送を希望の場合は、レターパックプラス等の封筒をお持ちください。

4 手続き方法③

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、一部の申請の郵送を受け付けております。

〈郵送提出が可能な書類〉

麻薬管理者免許申請、麻薬施用者免許申請、免許証記載事項変更届、再交付申請、業務廃止届、調剤済麻薬廃棄届、麻薬管理者（施用者）の届、返納届

※交付までのスケジュールが窓口とは異なりますのでご注意ください。

郵送申請の詳細は・・・

「新型コロナウイルス感染症に関する麻薬取扱者免許事務手続き（郵送）について」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/youshiki_down/m_menkyo/yakuji-corona.html

検索サイトで「東京都 麻薬 コロナ」と検索してください。

10

4 手続き方法パート3

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、一部の申請を郵送で受け付けています。

免許証の交付までのスケジュールが窓口とは異なりますので、ご注意ください。

郵送手続きの詳細については、ホームページに掲載しておりますので、申請の前にご確認ください。

■ 「麻薬等取扱者のページ」

都内で麻薬等を業務上取り扱う方向けのページです。
東京都からのお知らせ、各種手引き等を掲載しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

検索サイトで「東京都 麻薬取扱者」と検索してください。

■ 「申請様式ダウンロードサービス」

麻薬取扱者免許関係の様式を掲載しています。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/youshiki_down/m_menkyo/index.html

検索サイトで「東京都福祉保健局 申請 ダウンロード」と検索してください。

11

申請様式はホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

麻薬取扱者免許について パート1の説明は以上で終了です。

麻薬管理者、麻薬施用者、その他の手続方法については、麻薬取扱者免許について パート2をご覧ください。